

## 品川区居住支援協議会設置要綱

制定 令和元年1月30日区長決定 要綱第5号

改正 令和3年7月6日部長決定 要綱第200号

改正 令和6年1月23日部長決定 要綱第7号

(設置)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者および子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対し、民間賃貸住宅を活用した効果的な居住支援の推進を図るため、品川区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 住宅確保要配慮者の状況および民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること
- (2) 住宅確保要配慮者に対する円滑な入居および安心して住み続けられるための支援に関すること
- (3) 関係機関の連携に関すること
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者および団体のうちから区長が委嘱する委員8名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 不動産関係団体
- (3) 居住支援団体
- (4) その他区長が必要と認めた者

2 前項に規定する各団体等は、別表のとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、第3条第1項第1号の学識経験者の委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めること

ができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとしたときは、この限りでない。

(傍聴の取扱い)

第8条 協議会の会議は、傍聴することができる。ただし、傍聴する者は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしてはならない。

3 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行う場合は、あらかじめ会長に届けるものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員(第6条第2項の規定により出席した者を含む。)は、協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、都市環境部住宅課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年2月1日から適用する

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年2月27日から適用する。

別表(第3条関係)

区分	団体等
学識経験者	大学、研究機関等で福祉施策や住宅施策を研究している者
不動産関係団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第五ブロック
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部城南支部
居住支援団体	品川区民生委員協議会
	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
	一般社団法人 全国保証機構